

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は既存計画である子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援事業計画、子どもの貧困対策等支援事業計画と、新規計画である子ども・若者計画、少子化社会対策基本計画を一元化した計画であり、福祉や教育の幅広い分野を網羅するものになります。

このため、沼津市地域福祉計画の基本目標である「共に支えあい、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち」や、沼津市教育大綱の目的である「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」に込められた思いを踏襲し、以下のとおり基本理念を定め、計画を推進していきます。

「誰もが未来に夢や希望を持てるまち」

「誰もが未来に夢や希望を持てるまち」とは

- 全ての子ども・若者が、心身の状況や自身の置かれている環境に関わらず、自分を認め、成りたい自分を目指す中で、多様な選択を行い自分の可能性を広げることができるまち
- 全ての子ども・若者が、自立した個人として心豊かに、そして健やかに成長する中で、夢や希望に向かって主体的にチャレンジできるよう、子ども・若者の声に耳を傾けながら、社会全体で支えていくことで、誰もが生き抜く力を育むことができるまち

第2節 基本的視点

本計画の策定、関連施策の立案、実施、改善に当たっては、以下の基本的視点を常に念頭に置きながら、進めていきます。

◎こども・若者の視点

こども・若者を権利の主体として認識し、自立した個人として等しく健やかに成長でき、心身の状況、国籍、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護を図ります。

また、自己肯定感を抱きながら、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送れるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援していくことで、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

◎子育て当事者の視点

子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、心にゆとりと自信を持って、こどもに向き合えるよう、家庭における子育てを支援していきます。

◎社会全体で支える視点

こども・若者の養育の第一義的な責任は保護者にあるという前提のもと、こども・若者の子育てや教育は、本市の未来に関わる問題であるという意識を持ち、「沼津市の未来を担う大切なこどもや若者」を社会全体で見守り、支えていく意識を市民全体が共有し、実現できるよう、取組を進めていきます。

また、誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、安心して妊娠・出産・子育てが可能となるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、社会全体での意識醸成に努めます。

第3節 基本方向

基本理念の実現に向けて、こども・若者が明るく健やかに育つ環境を整備し、社会全体で子育てを支援していくため、以下の基本方向に基づき、総合的に施策を展開していきます。

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図るため、こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等の周知や理解促進を進めていきます。

こども・若者の自主的な社会参画の姿勢を育むため、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験の機会を充実させるとともに、妊産婦やこども連れ、障がいの有無、出身・ルーツ等に関わらず、誰もが安全で快適に利用できる施設や設備等を取り入れたまちづくりを推進していきます。

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

こども・若者の状況に応じた保健・医療の提供や家庭の状況に応じた幅広い支援対策を進めます。併せて、支援体制の充実や連携体制の強化を図り、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を図っていきます。

こどもや家庭の問題を抱え込むことなく、気軽に相談でき、保護者の不安や負担を解消できるよう、また、虐待を受けているこども・若者やヤングケアラーの早期発見・早期対応に向けて、電話や訪問、デジタル機器など、多様な手段を活用するとともに、家庭の状況に適したサービス利用、支援を推進していきます。

こども・若者の健全な心と身体の育成に向けて、社会教育の推進とともに、不登校や引きこもりのこども・若者の支援に努めます。また、犯罪・災害に対する取組を広報、啓発することで、防犯・防災意識の向上を図っていきます。

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

こどもを産み、育て、安心して生活できるよう、妊娠から子育てまで変化する状況に切れ目なく対応できる、ワンストップ相談窓口の設置や、必要に応じた専門職による個別支援体制の充実を推進していきます。

就学前の多くの児童は、保育・教育サービスを利用しており、今後も同様に推移していくと想定されます。そのような中でも、保護者の就労状況の変化により、特に保育サービスのニーズが増加していくと想定されるため、量の確保とともに質の向上や、地域社会が一体となった子育て意識の向上を進めていきます。

2 学童期・思春期（小学生から18歳まで）

学童期は、こどもにとって、身体も心も成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は、大人になる手前の時期として心身ともに変化し、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。このため、心身ともに健全に成長できるよう、学童期・思春期の成長の状況に応じた学校教育や社会教育を進めていくとともに、他人との関係、距離感の悩み、閉塞感等により安心できる環境を必要とする場合には、受け皿としての居場所の整備を進めていきます。また、引きこもりや自殺、いじめ、非行・犯罪については、社会総ぐるみで取り組む必要があるため、学校、家庭、地域とともに専門機関とも連携することにより早期に対応、支援を行っていきます。

3 青年期

青年期において、次のステージとして進学、就職等を選択する際に、家庭の状況に左右されることがないように、経済的な支援を行う体制の充実を図るとともに、地元での就職を希望する若者に対して、希望する仕事が確保できるよう努めます。

結婚・出産を望み、新しい家族を希望する若者に対して、出会いの場、新しい生活の場を確保できるよう支援します。

引きこもり等により自立した生活が困難になった場合でも、自立を促せるよう継続的な相談・支援体制を充実します。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実

子育て当事者が、育児、保育、教育、家庭環境、保護者の心身・経済的な不安や悩み、孤立感などを抱くことがないよう、家庭の根底に潜んでいる問題を総括的に把握できる相談窓口の充実を図るとともに、保護者やこども同士の交流の場である地域子育て支援拠点施設の充実を図ることで、地域で助け合う子育てを推進していきます。

社会全体で子育て世帯を支えられるようニーズに応じた様々な制度やサービスの情報を提供し、適切な利用を促します。

2 仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実

子育て当事者が、仕事と家庭のどちらかに偏ることなく、自身の希望に応じた生活を実現し、維持できるよう、あらゆる立場の人に対して仕事と家庭の両立に関する情報発信や学習機会を提供するなど、社会全体においてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現を推進します。

3 子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実

ひとり親や経済的支援が必要な家庭などの支援については、家庭の状況を的確に把握したうえで、保護者やこども・若者本人の希望に即した支援の実施に努めていきます。

子育てや教育に関する負担の軽減については、こどもの年齢や家庭の状況に合わせた取組を進めるとともに、制度の利用を促す情報発信に努めていきます。

第4節 計画の体系

